

第 6195 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月14日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 従業員に金銭を貸し付ける場合

**Q** : 会社が従業員にお金を貸付ける場合、所得税の源泉徴収が必要になる場合がありますが、どのような場合ですか？

**A** : 特定の場合を除き、通常の利息相当額を徴収していない場合には、所得税の源泉徴収が必要になります。

### 【解説】

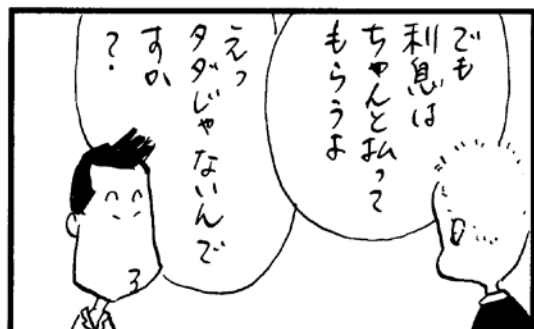
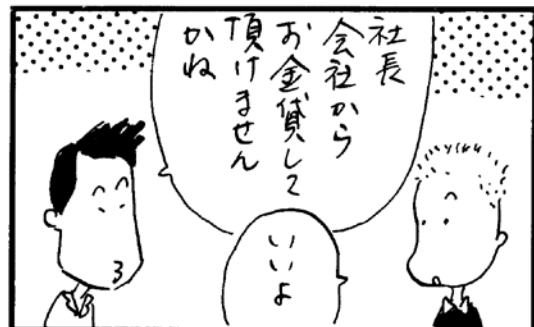
会社が従業員にお金(住宅取得資金を除く)を貸し付ける場合、次に掲げる通常の利息相当額を徴収していないときは、通常の利息相当額と実際に従業員から徴収している利息との差額に相当する金額の現物支給があったものとして取り扱われますので、会社はその現物給与について源泉徴収する必要があります。

### [通常の利息相当額]

- ①会社が他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかなもの…その借入れの利率により計算した利息相当額
- ②①以外…年1.6%(平成31年中の貸付けに適用)の利率により計算した利息相当額

注)上記の利率より低い利率であっても、その利率が会社の平均調達金利など合理的な基準に基づくものであれば通常の利息相当額として認められます。

ただし、その貸付けが①災害や疾病等の臨時的な生活資金で、返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益や、②その年の利益相当額が5,000円以下となる少額な経済的利益に対しては課税されませんので源泉徴収の必要はありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】